

公益社団法人日本歯科医師会 会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当、労使関係担当)



毎月勤労統計調査（第二種事業所）の事前調査への調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃より調査へのご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて、民営のみならず官公営の事業所も対象として実施しています。対象事業所は、事業所の規模に応じ、常用労働者を 5～29 人雇用する事業所は「第二種事業所」として調査を実施しています。

今般、令和 6 年 1 月分から調査対象となる第二種事業所を選定するための事前調査を実施することになりました。事前調査は、指定調査区（別添「毎月勤労統計調査第二種事業所調査 指定調査区市区町村名一覧」記載の一部地域）に所在するすべての事業所を統計調査員（以下「調査員」といいます。）が令和 5 年 8 月から 9 月にかけて訪問し※、事業所の名称、所在地、電話番号、常用労働者数、主な生產品の名称又は事業内容などの事業所の現況及び属性を調査します。

貴会所管の事業所に対しても、指定調査区内に所在する場合には、事前調査を実施する予定でありますので、該当する所管の事業所への周知・協力を格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

事前調査で明らかになった常用労働者を 5～29 人雇用する事業所の中から、令和 6 年 1 月分以降の本調査を実施する事業所を厚生労働省にて無作為に抽出し、調査対象事業所として指定します。

指定された事業所には、令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月頃、調査員の訪問または都道府県統計主管課からの郵送により指定書等を交付するとともに調査依頼を行い、令和 6 年 1 月分から令和 7 年 6 月分まで雇用、給与及び労働時間について調査しますので、指定となった場合には、改めて調査協力についても格別のご配慮を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、第二種事業所調査票（ひな形。指定された場合には、別途調査対象事業所へ回答用調査票の交付があります。）及び毎月勤労統計調査に関する各種リーフレットを同封していますので、周知等にあたりご活用ください。

今後とも、毎月勤労統計調査にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※対面による聞き取りが困難な場合は、電話による聞き取りや、配布する紙面への記入依頼等の方法に代えさせていただきます。



【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 藤田
TEL : 03-5253-1111 (内線 7607)
MAIL : maikin-chosa@mhlw.go.jp